

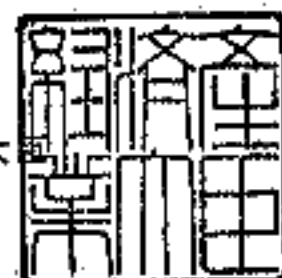
経済産業省

平成13・03・16原第10号

平成13年8月21日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大



東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社取締役社長 南 直哉から平成13年3月16日付け原管発官12第577号（平成13年7月26日付け原管発官13第196号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の既設設備によって生成された濃縮廃液造粒固化体及びグラニュール（以下、「造粒固化体等」という。）をドラム缶内に固化するため、各号炉の共用設備として固化装置を設置するものである。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、1号、2号、3号、4号、5号及び6号炉の既設設備によって生成された濃縮廃液造粒固化体及びグラニュール（以下、「造粒固化体等」という。）をドラム缶内に固化するため、各号炉の共用設備として固化装置を設置するものである。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金等により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。